

鴻臚館跡出土の木簡・年代・トイレ

大庭川博一時

はじめに

平成元年度の鴻臚館跡第五次調査と平成一五年度の鴻臚館跡第一二次調査において、古代の便所遺構が調査され、若干の木簡が大量の籌木に混じって出土した。第五次調査出土木簡に関しては、すでに報告書も刊行されているが、保存処理が終了したところ当初よりも判読が容易になつた文字などがあり、報告された釈文に新たな解説案が提示されるようになつた。本稿は、鴻臚館跡出土木簡の再検討を提案する意味で、遺構の年代観を主に福岡市教育委員会の大庭康時が、釈文の再検討に関しては九州国立博物館の松川博一が分担して執筆するものである。

一 木簡出土遺構の概要

SK五七が出土したのは、第五次調査SK五七および第二三次調査SK五七との類似から、便所遺構と考えられる。

木簡が出土したのは、第五次調査SK五七および第二三次調査SK

K一一二四である。報告書にしたがつて、両遺構の概要を記す。

SK五七は、鴻臚館南館の南西から検出された土坑で、長辺三九五cm、短辺一一〇cmの長方形を呈し、深さは三一〇cmをはかる。埋土の状態は、上から一四〇cmまでは自然に流れ込んだレンズ状堆積、以下は水平堆積層である。下層から、木製品・須恵器・土師器・新羅陶器・自然遺物が出土した。脂肪酸分析、寄生虫分析、籌木の大量出土から、便所として使用された土坑と考えられる。

SK一一二四は、北館の南西から検出された。長辺二三一〇cm、短辺一〇〇cmの長方形を呈し、深さは三四〇cmをはかる。土坑の上半部は早い段階で崩落し、漏斗状にひろがる。下部の埋土から集中して籌木等の木片が出土し、土壤の締りもなく、排泄によつて堆積した層と考えられる。その上は連続した粘質土の堆積で、人為的に埋められたものと思われる。排泄層から木製品・須恵器・土師器・瓦・自然遺物が出土した。籌木の大量出土、理化学的分析が実施されたSK五七との類似から、便所遺構と考えられる。

二 遺構の年代観と鴻臚館跡における位置付け

第Ⅱ期の実年代観は、便所遺構の年代観に拠るところが大きい。

鴻臚館跡では、出土遺物と遺構の変遷から五時期区分がなされている。第Ⅰ期は七世紀後半で、博多湾に突き出した南北二列の丘陵尾根を造成して、掘立柱建物と柵による建物群が営まれた時期にある。

第Ⅱ期は八世紀前半を中心とした時期とされ、さらに造成を進めて敷地を拡張し、南と北に同一基準、同一規模の布堀り掘立柱塀による区画を設けた時期である。造成土は高さ四mに及ぶ石垣で土留めされ、布堀り塀には、東辺中央に八脚門が設けられた。区内内の建物遺構は明らかではないが、瓦葺の礎石建物と推測されている。

さて、木簡が出土したSK五七は南館第Ⅱ期布堀り区画の南西角より二五mほど南、SK一一四は北館第Ⅱ期布堀り区画南西角の一・六m西側に掘られていた。SK五七の北側には一二〇cm四方で深さ三〇〇～三五〇cmのSK六九・七〇が、SK一一四の北側には一〇〇cm四方で深さ三五〇cmのSK一一五がそれぞれ軸線をそろえて並んでいた。籌木の出土等から、いずれも便所遺構と考えられる。これらの便所遺構は、第Ⅱ期布堀り区画と直接の切り合い関係などは持たず、前後関係を判断することは困難であるが、位置関係から無関係ではありえないとして、第Ⅱ期の遺構に位置付けられており、

南館で便所遺構が発掘された当時、調査地点は南館の南半分に偏っていた。この部分では、表土直下で丘陵の地山である風化頁岩の岩盤が現れ、各時代の遺構はすべてこの地山上で検出していった。ところが、調査が北館南半分および南館北半分に及ぶようになって、鴻臚館がその当初から大規模な盛土造成を行つていてることが明らかとなり、造成面と遺構との関係を観察することが可能となつた。

盛土造成部分に設定したトレンチを精査した結果、北館の第Ⅱ期布堀り区画に先行する盛土中からおおむね八世紀前半から中頃の様相を示す須恵器・土師器が出土し、少なからぬ量の瓦も見られた。瓦は鴻臚館式である。これらの点から、北館第Ⅱ期布堀り区画は、八世紀前半から中頃よりも時期的に下ることが明らかになった。

ついで、北館便所遺構であるSK一一四およびSK一一五の出土遺物を見ると、須恵器の壊蓋の中に天井部にへら削りを行わないものが認められる。福岡平野の須恵器編年の標準とも言える牛頸古窯跡群の編年によると、この特徴は、八世紀後半に見られるものである。また、平城京の土師器を在地の土でコピーした高台付き土師器皿が出土したが、八世紀の第2四半期に位置付けられるものである。

実は、南館のSK五七の報告においても、出土須恵器から八世紀中頃とする見解が示されていた。それが、どういう経緯で八世紀前

半と遡つてしまつたのか明らかではないが、これらの状況を総合すると、第Ⅱ期はこれまで言われてきた八世紀前半ではなく、八世紀後半に下る可能性が高いといえよう。

四 鴻臚館跡出土木簡の再検討

三 篠木・木簡・トイレ

木簡は、大量の篠木に混じつて出土したものであるが、棒状に割かれるものが多いため木簡に対して、比較的板状の形状を保ち、原形を失わないものすらある。木簡が篠木に転用されたとは一概に言いがたい点である。

便所としての使用が停止した後、埋土の堆積が始まっていることから、上屋が建てられていたことはほぼ確実である。また、篠木以外に火付け木と思われる一端が焦げた木切れや油煙が付着した土師器盤が出土し、夜間の使用をうかがわせる。さらに大型・小型の便所遺構が同時に使用されていることから、使い分けがなされたと考えられる。使い分けの実態を検証することは困難だが、小型を個人使用、大型を複数人使用と見れば、身分や地位による別があつたことが想定できる。

これらの点から、これらの便所遺構は、排泄物を廃棄した土壤ではなく、実際に排便に使用された、まさに便所であったと考えられる。

本章では、鴻臚館跡出土木簡を再検討する」とにより、筑紫館における貢進物消費の実態と木簡の年代について考察する。

木簡釈文の検討は、都合二回にわたり行われた。一回目は一〇〇六年九月に九州国立博物館で開催された木簡学会九州特別集会の報告に向けて、松川博一・重松敏彦氏（太宰府市市史資料室）・酒井芳司氏（九州歴史資料館）の三名で検討会を行つた。その後、二〇〇七年六月に鴻臚館跡調査研究指導委員会の委員である笹山晴生氏・八木充氏・狩野久氏・佐藤信氏により釈文の再検討が行わられた。なお、松川・重松氏もオブザーバーとして参加した。その結果、釈文は次通りとなつた。なお、木簡釈文の順番は、『木簡研究』第一二三号掲載の順に従つてある。法量の下の番号は、報告書の番号である。

- | | | |
|-----|--------------|-------------------------|
| (1) | 肥後国天草郡志記里□ | (155)×31×5 039 No.1 |
| (2) | 鹿脯乾 | 186×24×7 032 No.48 |
| (3) | 贊伎国三木郡干□六斗 | 213×(21)×4 032 No.38・55 |
| (4) | ・日大夫所十四隻 □□□ | 152×20×5 011 No.24 |
| (5) | ・「□各十隻」 | (181)×(12)×9 081 No.66 |

(6) · 京都郡庸六斗 · □□□□□	(米カ)
(7) 魚鮎廿九斤 · □□□□□	(97)×24×4 039 No.7
(8) 發綱最上 · □□□□□	98×24×7 031 No.25
(9) · 京都郡庸米六斗 · □□□□□	186×21×8 032 No.12
(10) 二物大虫 · □□□□□	(73)×(11)×4 019 No.70
(11) 庇羅鄉伊支須一斗 · □□□□□	156×(17)×4 032 No.23
(12) (高カ) 鞍手郡米五 · □□□□□	(51)×26×6 039 No.62
(13) (高カ) 鞍手郡米五 · □□□□□	(130)×27×9 039 No.63

(1) 木簡にみえる物品と貢進地域

鴻臚館跡のトイレ遺構 (SK五七) から出土した木簡で文字が確認できたものは、一二点である。その内、一〇点は上端もしくは上下両端に切り込みを有しており、付札として利用されたものと推定される。また、八点については、食物名が確認できるものである。これらの木簡は筑紫館で廃棄もしくは再利用されたものであり、この木簡が付された食材は筑紫館で消費されたと考える。木簡で確認できる物品名は、①「鹿脯乾」(No.2)、②「魚鮎」(No.7)、③「伊支須」(No.11)、④「干□」(干鮎カ) (No.3)、⑤「米」(No.6・9・13) の五品目である。⑤については「庸米」と書かれたもの一点が含まれる。

①「鹿脯乾」は、職制律造御膳条からすれば「鹿乾脯」と表記されるべきもので、鹿の干し肉のことを指す。天皇に供される膳についての禁忌を記した職制律造御膳条の疏には、「食禁」の内、食い合わせの禁忌の代表例として、「乾脯」を黍米に入れることが挙げられている。「乾脯」が天皇の御膳をはじめとした食膳において一般的な食材であったことが窺われる。「脯」は中国の古典において特に「酒脯」のように「酒」と対になって登場することが多い。実際、延暦二三年(八〇四)入唐の第一八次遣唐使一行は、長安間近の上都の長楽駅で宿泊した折、内使の迎接を受け、「酒脯」による慰労を受けている。⁽¹⁾「脯」は、いわば酒肴の代名詞ともいえるほど、客人に対する酒宴に欠かせないものであったことがわかる。西海道においては、「鹿尾脯」が天長八年(八三一)まで大宰府例進の御贊として中央に納められており、これらが天皇の御膳に上ったのであろう。また、「延喜式」によれば、「鹿脯」が筑前・肥後・豊後の中男作物として大宰府に貢納されていたことがわかる。おそらく、この木簡が付された「鹿脯乾」もこの三カ国の内より届けられたものであろう。ただし、物品名しか記されていないことや入念な作り、端正な文字から物品付札として使用されたものと推定される。

②「魚鮎」は、「令集解」所引の「古記」に詳細な記述が見られるように、魚の臓物を取り去り、塩をして中に飯と酒とを合わせたものを詰め、重しをして発酵させたものであり、特に保存食とされ

た。大抵の場合、鯛鮓・鮒鮓・年魚鮓などのように、具体的な魚種を明示するのが一般的である。ただし、「魚鮓」の例も皆無ではなく、藤原京跡出土木簡に「尾張國海部郡魚鮓三斗六升⁽⁵⁾」と記す例が確認できる。尾張國の中男作物として「雜魚鮓」が確認できることからその略称と考えられる。西海道に関していえば、調や中男作物として「鮓鮓」「鮓年魚」がみられることから、「魚鮓」はそれらの総称の可能性もある。鮓は、種々の宴会の食膳に並ぶとともに、官人の月料として支給されており、当時の官人にとって一般的な食料であったようである。

一號木簡は、当初「甲（かせえ）□煮」と釈讀され貝類と推定されたが、今回、「伊支須（イギス）」であることが明らかとなつた。⁽⁶⁾③「伊支須」は、トコロテン状に凝固する性質をもつた海藻の一種で、「心太（ココロブト）」＝テングサと並ぶ寒天原料のことである。平城京跡出土木簡には同じ表記を探る「佐須里伊支須二斗⁽⁶⁾」と書かれた付札木簡がみえる。

三号木簡の物品名は墨の残りが悪く断定するのは難しい。当初、讃岐國の中男作物である「□鮓」という釈讀案を示したが、再検討の結果、今回「干□」と改めた。⁽⁷⁾③「干□」は讃岐国からの貢進物ということであれば「干鮓」の蓋然性が高い。⁽⁸⁾『延喜式』によれば、讃岐國の中男作物として「乾鮓」がみえる。また、二条大路木簡には、讃岐国からの中男作物の荷札木簡として「鮓」もしくは「干

鮓」と記されたものがあり、しかもその内の一点は三号木簡と同じ三木郡のものである。平城京跡出土の木簡は、いずれも中男作物であることを明示し、「讃岐國三木郡中男作物鮓六斤」や「讃岐國鵜足郡二村郷中男作物千鮓六斤」と記載されている。

木簡の中には物品名は確認できないが、助数詞からある程度、物品の種類が推定できるものがある。四号木簡にみえる助数詞「隻」は、木簡や正倉院文書の一般的な用例からすれば、鯛・鰯・鮭・烏賊・海老などの海産物の可能性がある。むしろ、鴻臚館跡出土木簡の全体的な傾向から考えると、その蓋然性が高い。このようにみると、鴻臚館跡出土木簡に記された物品は、「米」を除き、「脯」のような酒肴品や「鮓」「伊支須」「干鮓」などの海産物およびその加工品に限られることがわかる。出土した木簡の総数が少ないとはい、大宰府史跡出土の木簡と異なる特徴と言えよう。

次にこれらの海産物の貢進地域について考察を加える。すでに指摘があるように、木簡の地名には、肥後国天草郡志記里や肥前国松浦郡庇羅郷など、遣唐使と深い関わりを有する地名が確認できる。⁽⁹⁾志記里は天草下島の西北端に位置し、庇羅郷は平戸島（現在の平戸市）に当たる。天草郡については、宝亀九年（七七八）に第一次遣唐使の判官・大伴繼人一行が難破し同郡仲西島に漂着しているほか、貞觀一五年（八七三）に渤海国の崔宗佐が唐へ行く途中に難破し同郡に漂着、さらに仁和元年（八八五）に新羅の使者徐善行らが

同郡に来着するなど、漂着記事が散見する。⁽¹⁰⁾ 松浦郡については、宝亀八年出発の第一六次遣唐使が往路では同郡合蚕田浦で風待ちをし、復路では同郡橘浦に帰着。延暦二三年の第一八次遣唐使が往路では同郡田浦および庇良島を発し、復路では同郡値嘉島に帰着。承和三年（八三六）の第一九次遣唐使が同郡別島に停泊し晏樂埼を目指して出発するが、遭難し値嘉島に漂着、復路は同郡生属島に帰着している。⁽¹¹⁾ 特に値嘉島は遣唐使船の出発港である「相子田停（合蚕田浦）」「川原浦」の二港を有していた。⁽¹²⁾ 遣唐使の航路が新羅との関係悪化により北路から南路に変更されて以降、五島列島および平戸を含む松浦郡は、良港を有する遣唐使船の発着地として重要視された。

遣唐使と短絡的に結び付けることは避けなければならないが、博多津と両郡の港を結ぶ主幹となる海路の存在は想定される。また松浦郡は、蕃客饗応や例貢御賛など、大宰府において必要とされる食材を調達する主厨司配下の海人集団、つまり厨戸が設置された地域とされる。⁽¹³⁾ 木簡に見える物品は、大宰府を経由せず、直接海路により筑紫館に運ばれた可能性を考えるべきであろう。⁽¹⁴⁾

同様のこととは豊前国京都郡の庸米にも言われる。貞觀二年、博多津で豊前国の年貢の絹・綿を積載した船が新羅の海賊に襲撃される事件が起こっており、このことから豊前国から博多津への物資の輸送は陸路でなく海路を利用したとの見解が出されている。手続としては、豊前国から一度大宰府の藏司に納められ、消費地である筑

紫館に支給されたと考えるべきであるが、庸米自体は海路で筑紫館に直納された可能性を考えるべきであろう。ましてや、物品が鮮度が問われる海産物であり、貢進地と消費地が海運に利便な立地であればなおさらである。

大宰府政庁跡からも海産物を列記した木簡が出土している。いわゆる駅贊木簡である。

・十月廿日~~廿~~志前贊駅□□留_{多比ニ生鰐六十具}
・須志毛十古割軍布一古

(311) · 29 · 3 019

そこには、「駅に留む」として、鯛や鯖などの魚、生鰐・都備などの貝、須志毛・軍布などの海藻の名が列記されている。長期保存が難しい生鮮海産物が駅に留め置かれた理由として考えられるのは、「万葉集」に見られる大宰府官人の遷任や駅使の送別にともなう餞別の宴の可能性である。木簡の一〇月二〇日の日付からすれば、遷任のほかに一月一日まで入京が求められる朝集使の餞別の宴の可能性を考えてもよい。つまり、大宰府所用の「贊」の一部を駅での饗宴の食材として割き留めた旨を指示したものであり、命令執行後、その照合・確認のために大宰府へ返送されたものではないかと想定される。本来、大宰府に納められるべき調庸物を、大宰府を経由せずに直接消費地である駅に直納する可能性は十分に考えられる。

併せて興味深いのは、大宰府史跡出土の付札木簡が例外なく郡までしか記さないのに対して、鴻臚館跡の場合、一号木簡の「肥後国

天草郡志記里」や一二号木簡の「肥前国松浦郡」庇羅郷」のように里名や郷名まで記されていることである。このことも物理的な貢進ルートの差違によるものかもしれない。

鴻臚館跡出土木簡を考える上で重要な特徴の一つとして、「贊伎國三木郡」の地名を有する三号木簡の存在がある。言うまでもなく筑紫館は大宰府管下の施設であり、そこに供給される物資の貢進地域は本来、西海道地域に限定されるべきである。なぜ、讃岐国の荷札木簡が筑紫館に持ち込まれたかとすることが問題になる。木簡に記された物品名は、先に示したように讃岐國の中男作物である干鮒の可能性が高い。この食材が大宰府官人らの交替料をはじめ、大宰府での会食や常食に用いられたとしたら、西海道諸国以外から食材を調達することは異例の処置というべきであろう。しかも干鮒は肥後国調物であり、西海道内での調達も可能な食材である。敢えて讃岐国から調達しなければならなかつた事情とは何であろうか。

延喜玄蕃寮式の新羅客条には、難波での新羅使への給酒規定とともに、入京せずに筑紫から帰還する時の酒肴によるもてなしについての規定が見える。

凡新羅客入朝者。給_二神酒。(中略)並令_二神部造。差_二中臣一人。充_二給_一酒使。釀_二生田社_一酒者。於_二敏壳崎_一給之。釀_二住道社_一酒者。於_二難波館_一給之。若從_二筑紫_一還者。応_二給_一酒肴。便付_二使人。其肴物隱岐鰯六斤。螺六斤。腊四斤六両。海藻六斤。

海松六斤。海菜六斤。蓋卅八口。匏十柄。案六脚。_一被_レ責還者不_レ給。」(後略)

条文によれば、新羅の使節が入朝する際に、畿内最初の寄港地である敏壳崎と宿泊館舎である難波館で神酒を給付するというものである。もし入京が許されず、筑紫で放還する場合には、同じく酒と肴を与えるように規定している。その意義は、外国使節の慰労と歓迎、そして穢れを除去することにあると理解されている。⁽¹⁶⁾筑紫で給される食材は、隱岐鰯・螺・腊・海藻・海松・海菜など、いずれも海産物である。隱岐鰯は後述するとして、「螺」は采螺と同義でサザエのこと、「腊」は小魚の類を丸干ししたもの、「海藻」はワカメのこと、「海松」は今日もミルと称している海藻のことをそれぞれ指している。最後の「海菜」は、凝海菜のことを指し大凝菜・小凝菜合わせての総称であり、それぞれ「大凝菜」は「心太」、「小凝菜」は「伊支須」のことである。新羅使への給酒にあたり、鰯や螺とともに、一号木簡に見られる「伊支須」も「海菜」のひとつとして供された可能性がある。

ここで問題になるのは、隱岐産の鰯を指すと考えられる「隱岐鰯」の存在である。延喜内膳司式五月五日節条には、隱岐鰯のほかに東鰯・長門鰯・阿波鰯・出雲鰯など、地名を冠する鰯の名が列記されており、それらが鰯の種類ではなく生産地を示していることは明らかである。西海道の鰯については、「筑紫鰯」という表記例が

あり、筑前・肥前・肥後・豊後・日向の五カ国から調・庸や中男作物として大宰府の府庫に納められ、その大部分が大宰府から年料の贋物として京進された。その生産量は、隱岐や安房を凌ぐほどで、加工方法をみても大宰府京進の鮓は、隱岐鮓と共に御取鮓・短鮓だけではなく、羽割鮓・薄鮓・蔭鮓・火焼鮓・鮨鮓・腸漬鮓・甘腐鮓など種類もきわめて多い。とりわけ筑紫館が所在する筑前国となりの肥前国は、全国的に見ても突出した鮓の生産量と種類の豊富さを誇っている。実際、先ほど紹介した大宰府政庁跡出土の駅贋木簡にも「生鮓六十具」の記載が確認できる。つまり、大宰府は、鮓の生産量・種類ともに実に豊富でありながら、わざわざ隱岐から鮓を取り寄せたことになる。隱岐鮓は、諸国から京進される鮓の中において、安房を主産地とする東鮓とともに、特別視された存在であつた。延喜式の神饌の項に「東鮓」と「隱岐鮓」が頻出することから、東と西の鮓を神に捧げることによって列島全体の支配が觀念されたとの見解が示されている。⁽¹⁸⁾これに限らず延喜式における鮓の記載を整理していくと、その產地によって使い分けがあることがわかる。諸祭での雜給料を見ていくと、五位以上には東鮓と隱岐鮓の両方が支給されるが、六位以下には東鮓のみが支給されるといった特徴も看取される。一方、筑紫鮓と阿波鮓については、東鮓・隱岐鮓とともに糀糞祭別供料に供されたことが確認できる。延喜式のこれららの規定がどこまで遡るかは明確にし難いが、隱岐や安房による

鮓貢進の伝統は五世紀の部民制に起源が求められると言われている。新羅使へ供される鮓は、諸祭において臣下に振る舞われる鮓と同様に、筑紫鮓ではなく隱岐鮓である必要があつたと考えられる。このように考へると、外國使節の饗心といつた特殊なケースにおいては、西海道以外の諸国から筑紫へ貢進物が運ばれることがあり得ることになる。讃岐国の干蛸も同様の事情が考えられる。

さて、この新羅使への給酒規定の成立時期であるが、難波における給酒については、舒明紀の記事から六世紀後半には蕃客への祓えの意味で行われていたとの指摘がなされている。⁽²⁰⁾筑紫の給酒規定については、新羅からの正式な遣使が宝亀一〇年（七七九）来日的新羅使を最後に途絶していること、さらに新羅使が筑紫から放還されるという事態は宝亀五年が最後であることを考え合わせると少なくとも八世紀以前に成立していたと考えるべきであろう。この箇条について天武天皇以降に見られる筑紫あるいは筑紫大郡・筑紫館での「饗」に相当するものとする理解もあるが、これまで見てきた食材といい、「盞卅八口。匏十柄。案六脚。」などの食器の品揃えといい、「饗」というにはあまりにも寂しい内容であり、あくまで難波館における給酒規定に対応したものと考えられる。いずれにしても筑紫において、海産物を主要な食材として外交使節への接待が行われたことは明らかである。鴻臚館跡出土木簡が、大宰府史跡出土木簡に比べて、酒肴もしくは海産物が多いという品目の偏りは、海辺

という立地もさることながら、給酒や饗宴も含めた蕃客への饗応、つまり大宰府が担つた重要な役割である「饗讌」に起因すると考えることもできる。

(2) 木簡の年代をめぐって

鴻臚館跡出土木簡の年代については、第Ⅱ期の鴻臚館の遺構を八世紀前半とする年代観などから、これまで八世紀前半とされてきた。しかし、先に示した遺構の実年代観の再検討により第Ⅱ期が八世紀後半に下る可能性が高いことが明らかにされた。したがって、木簡の年代についても再検討の必要があろう。

木簡の年代を検討する際に注目されたのは、一号木簡の「肥後国天草郡志記里」と一二号木簡である「庇羅郷」の表記である。郷里制に先行する里制（郡里制）は、靈龜二年（七一七）まで施行され、郷制（郡郷制）はその間に郷里制の期間をはさみ天平一二年（七四〇）以降に施行されている。⁽²¹⁾木簡がある一定の期間に使用され廃棄された一群とすれば、二〇年以上の時間の隔たりがある里制と郷制の木簡が併存することは本来考えがたい。しかし、鴻臚館跡出土木簡における「里」と「郷」の二つの表記の併存については、以下の二つの例外の存在から説明することも不可能ではない。ひとつは、天平年間まで郷里制下の郷を旧制の里字を以て表記したものが見えること、もうひとつは、郷里制下であつても単に郷名のみを掲げその後に里名を記さないものが散見することである。確かに二つの例

外を認めれば、郷里制下である八世紀前半とする想定も可能である。しかし、比較的に天平年間の年紀をもつ「里」木簡は多く確認されていることを考えれば、前者の例外のみを認め、郷里制ではなく八世紀中頃の郷制（郡郷制）下のものと理解した方が無理はないよう思われる。ちなみに「里」木簡の下限は、管見の限り天平勝宝二年（七五〇）の年紀を持つ若狭国遠敷郡佐分里の荷札木簡である。⁽²²⁾

もう一つ、木簡の年代を検討する上で材料となる木簡がある。それは「目大夫所」の表記をもつ四号木簡である。「目」は一般に国司の第四等官を指し、「大夫」は公式令に従えば五位以上の敬称である。⁽²³⁾素直に解すれば、五位以上を帯する国司の第四等官ということになるが、官位相当制の原則からいえばあり得ない。仮に大宰府の第四等官としても大典で従七位上、少典で正八位上である。大宰府で五位以上となれば、次官である大宰少式以上に当たる。これまで「目大夫所」については、筑紫館に常駐した第四等官である「目（主典）」に対する尊称との理解もされてきたが、そもそも筑紫館において四等官が置かれたかも定かではない。やはり、「目」を国司の第四等官として、「大夫」を五位以上に拘らず「目」に付された尊称と考えるのが自然であろう。実際、安芸国分寺跡出土の木簡の中に、同じ「目大夫」の表現を見出すことができる。これは明らかに安芸国第四等官である「目」を指していると理解してよいであろう。

□ (四カ) 目大夫御料者 送人 秦人乙磨 付□□

『之之之之 之 之之 之之 秦秦秦秦』

□ (鷲カ) 天平勝寶二年四月廿九日帳佐伯マ足嶋

(553) · 495 · 3.5 081

長屋王家木簡で指摘されているように、木簡では令制に即した一

般的制度的な称呼の他に、制度上あるいは用語上あり得ないような

称呼が用いられることがある。⁽²⁶⁾ 「目大夫」の表現もそのひとつと考

えられる。これらは多分に私的、身内的な意識と結びついた致敬表

現であり、ごく限られた組織内で通用したものと考えられる。その

よう理解した場合、目大夫は筑紫館が所在する筑前国の目とする

のが穏当であろう。筑前国は上国であり、四等官の構成は守・介・

掾・目の各一名からなる。しかし、筑前国司については八世紀を通

して常置されていたわけではなく、大宰府により兼帶された時期が

ある。筑前目が存在したとすれば、筑前国が別置されていた時期、

つまり山上憶良が筑前守として着任した神亀三年(七二六)から養

老令が施行された天平宝字元年(七五七)頃までの期間となる。⁽²⁷⁾

これまでの考察結果にしたがえば、木簡の年代は、筑前国が別置された神亀三年頃から、「里」木簡の下限とされる天平年間までの期間、さらに郷制(郡郷制)の施行時期を加味すれば天平一二年以降に木簡として一次使用された可能性が高いと考えられる。つまり、これらの想定が正しければ、木簡の年代は、七四〇年代を中心とし

た時期に絞り込むことができる。これは、木簡が出土した遺構(SK五七)の出土須恵器の年代である八世紀中頃とも合致し、出土遺構を八世紀後半とする新見解とも相容れる。

最後に、この時期の筑紫館(鴻臚館)の動向を把握するために、『続日本紀』に見られる天平年間の新羅使の記事を列記する。

遣一使大宰賜饗於新羅使金想純等。便即放還。

(『続日本紀』天平一〇年(七三八)六月辛酉廿四日条)
詔以「新京草創宮室未^ア成。便令^テ右大弁紀朝臣飯麻呂等饗^シ金欽
英等於大宰^シ。自^レ彼放還。

(『続日本紀』天平一四年(七四一)一月庚辰五日条)

檢校新羅客使多治比真人土作等言。新羅使調改称^シ土毛。書與
注^シ物數。稽^シ之旧例。大失^シ常礼。太政官处分。宜^シ召^シ水手已
上。告以^シ失^レ礼之状。便即放却^シ。

(『続日本紀』天平一五年(七四三)四月甲午廿五日条)

この時期の新羅使が、前代と違い、入京を許されず、筑紫での饗應のうち自國に放還されていることがわかる。正に延喜玄蕃寮式新羅客條が規定する「從^シ筑紫^シ還」の事態である。そのことは、結果的に大宰府がもつ「饗識」機能が前代にも増して求められたことを示唆する。鴻臚館のトイレ遺構とそこから出土した木簡は、その所産といふことができるかもしれない。

註

鴻臚館跡出土の木簡・年代・トイレ

- (1) 「日本後紀」延暦二四年六月乙巳条。
- (2) 「類聚国史」卷三三 御膳、天長八年四月己丑条。
- (3) 「延喜式」卷二四 主計上。
- (4) 「令集解」賦役令調絹繩条所引古記。
- (5) 木簡学会編『日本古代木簡選』一五頁（岩波書店、一九九〇年）。
- (6) 『木簡研究』二〇号一三三頁（一九九八年）。
- (7) 八木充氏のご教示による。
- (8) 三保忠夫「助數詞「隻」「雙」」（同『木簡と正倉院文書における助數詞の研究』、風間書房、一〇〇四年）。
- (9) 折尾学「鴻臚館跡の調査概要」（『古代文化』四二一一、一九九〇年）、同「福岡・鴻臚館跡」（『木簡研究』二三号、一九九一年）。
- (10) 「続日本紀」宝亀九年一月壬子条、「日本三代実録」貞觀一五年七月庚午条、仁和元年六月癸酉条。
- (11) 「続日本紀」宝亀七年閏八月庚寅条、同九年一〇月乙未条、「日本後紀」延暦二四年六月乙巳・甲寅条、同年七月癸未条、「続日本後紀」承和三年七月壬辰条、同四年七月癸未条、同六年八月甲戌条。
- (12) 「肥前國風土記」松浦郡值嘉郷条。
- (13) 板楠和子「主厨司考」（九州歴史資料館編『大宰府古文化論叢』上卷、吉川弘文館、一九八三年）など。
- (14) 平野邦雄「大宰府と迎賓館（鴻臚館）」（平野邦雄・鈴木靖民編『木簡が語る古代史 下』、吉川弘文館、二〇〇一年）。
- (15) 前掲「大宰府と迎賓館（鴻臚館）」。
- (16) 本条については、中野高行「延喜玄蕃寮式に見える新羅使への給酒規定について」（『ヒストリア』一二四号、一九八九年）、森公章「古代難波における外交儀礼とその変遷」（田中健夫編『前近代の日本と東アジア』、吉川弘文館、一九九五年）などの先行研究がある。
- (17) 「延喜式」卷三三 大膳上积奠条。
- (18) 狩野久「古代における鰯の收取について」（門脇禎一編『日本古代国家の展開』上巻、思文閣出版、一九九五年）。
- (19) 「延喜式」卷三一 大膳上、同卷三九 内膳司。
- (20) 前掲「延喜玄蕃寮式に見える新羅使への給酒規定について」。
- (21) 鎌田元一「郷里制の施行と靈龜元年式」（上田正昭編『古代の日本と東アジア』、小学館、一九九一年）。
- (22) 奈良国立文化財研究所編『平城宮木簡』二、二五九一号木簡。
- (23) 関晃「大化前後の大夫について」（『山梨大学学芸学部研究報告』一〇号、一九五九年）。
- (24) 前掲「大宰府と迎賓館（鴻臚館）」。
- (25) 佐竹昭「安芸国分寺四五一号土坑出土の木簡について」（『史跡安芸国分寺跡発掘調査報告書IV』、財東広島市教育文化事業団埋蔵文化財センター、二〇〇一年）。
- (26) 東野治之「長屋親王考」（同『長屋王家木簡の研究』、塙書房、一九九六年）。
- (27) 渡辺直彦「筑前國司廃置に関する研究」（同『日本古代官位制度の基礎的研究』、吉川弘文館、一九七二年）。